



産学官連携の新しいかたち

の集積と活用の方

産学官連携協議会

「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会 第3期基本方針の概要について

「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会事務局
農林水産技術会議事務局

背景

- 『「知」の集積と活用』は、第1期（平成28年度から令和2年度）では事業化に向けた技術・アイデアの創出を推進し、第2期（令和3年度から令和7年度）ではそれらの事業化支援と各取組の推進を図ってきており、我が国の農林水産・食品分野におけるイノベーション創出の裾野拡大に大きく寄与している。
- 第3期（令和8年度～令和12年度）では、理事会での協議や会員からのヒアリングの結果を踏まえ、協議会の定める「ミッション」「ビジョン」に加えて協議会の更なる活性化を図るための第3期協議会の行動指針を定め、新しい取り組みにも着手する。
- これにより社会課題の高度化・複雑化や国際競争の激化する中でも、新たな価値創出に向けて、研究開発・社会実装の加速化を促す。

ミッション

我が国の農林水産・食品産業の成長産業化を実現する

ビジョン

農林水産・食品分野に異分野の知識・技術を導入し、研究開発・社会実装の加速化を促す土台となる

行動指針

- ① 連携・ネットワーク化を促進するための技術シーズや有用情報の提供促進
- ② 事業化等に向けた効果的・効率的な支援
- ③ 政策課題への対応強化
- ④ 協議会の機能等を補完する多様な組織との連携強化



(1) 協議会の基盤強化（行動指針①）

➤ 「人材、資金、環境」情報の整備

マッチングを希望する会員情報や技術シーズ情報および、知的財産、資金・補助金、実証圃場、研究環境等に関する情報を整理し、協議会HP上で会員が容易にアクセスできる仕組みを整備する。

➤ プラットフォームの取組・成果の「見える化」

年1回の活動報告書のHP掲載だけでなく、各プラットフォームの有する技術シーズ、活動状況、社会実装フェーズ、協業ニーズ等の情報を、会員がタイムリーに把握・共有し、活用できる仕組みを整備する。

➤ 協議会事務局とプロデューサー、プロデューサー同士の連携強化

事業化に関する知見を蓄積したプロデューサーが集い、互いに情報共有する場を設けることで、各プラットフォームの活動の活性化を図るとともに、協議会事務局との意見交換を通じた連携強化を進める。

(2) 事業化等に向けた人材・機関の巻き込み（行動指針②）

➤ スタートアップ等の活用促進

スタートアップの協議会参画やプラットフォームへの主体的な参加を促進することで、大手企業だけでは解決の難しい挑戦的な課題に対して、スタートアップの特性を生かした迅速な課題解決を可能にする。

➤ 事業化人材の参画促進

技術・研究成果の価値を見極め、実用化への橋渡しを担う専門人材（事業化人材）のプラットフォームへの参画を促進し、市場分析、事業モデル設計、規制・標準化対応、資金調達、パートナー構築を総合的にリードする体制を確保することで、事業化等を加速させる。

➤ 横断的組織の形成

いずれのプラットフォームにも共通するVC/CVC、金融機関、知財専門家、ビジネス支援者等の不足を補うため、専門分野別の横断組織（例：アドバイザリーボード、勉強会組織）を構築し、複数プラットフォームを効果的・効率的に支援する体制を強化する。

（３）プラットフォームへの効果的な支援（行動指針②）

各プラットフォームのフェーズ（例：研究開発、製品開発、事業化等）や運営状況を見える化し、プラットフォームごとに必要な技術シーズ、協業候補先、資金調達に関する情報提供、海外展開支援、プラットフォームの運営に関する助言など、プラットフォームのフェーズや状況に応じた効果的な支援を実施する。

（４）社会実装伴走支援（行動指針②）

引き続き伴走支援を継続しながら、会員からのニーズが高い支援（専門家による助言、マッチング・商談支援、市場調査・分析等）についてのノウハウを蓄積し、それらのノウハウの活用、他事業との連携などによる効果的・効率的で継続性のある支援体制の構築に取り組む。

（５）政策課題解決への貢献を強化するための技術領域の整理とプラットフォームの組成・支援 （行動指針③）

各プラットフォームの技術シーズの包括的な分析・整理、政策課題との関係整理、さらに、支援の重点化テーマの絞り込みを行い、テーマに該当するプラットフォームのプッシュ型での組成・支援を実施することで、政策課題解決に資する戦略的な取組を行う。

（６）省内外の他の協議会や地域イノベーション拠点等との連携（行動指針④）

省内外で多様な協議会や地域イノベーション拠点等が充実する中、優良な技術シーズの流入、国内外マーケットとの接続、人・情報・施策等のリソース補完の観点で有用な外部機関等との連携を強化するとともに、省内の規制・推進部局に早期に情報提供し、社会実装の加速化を図る。

その他

協議会の会費について

第２期に引き続き、会費を徴収せず開かれた協議会運営を基本としつつ、第３期では協議会の持続的運営や支援内容の充実・強化に資するように、一部支援等の有料化や収益の運用方法等についての検討を行い、可能な取組から順次実施する。

ロードマップの作成

第３期基本方針で掲げる取組を着実に進めるため、これまでの単年度の活動計画に加え、中長期的な視点を取り入れたロードマップを策定し、各年度の取組を基本方針と整合させながら計画的に進めていく。